発議第２号

平成３０年６月６日

小国町議会議長　渡　邉　誠　次　様

提出者

小国町議会議員　時　松　唯　一

小国町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

の一部を改正する条例の提出について

　上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第１１２条及び会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

小国町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を

改正する条例

小国町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和５５年小国町

条例第１６号）の一部を次のように改正する。

　別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 議員報酬月額 |
| 議長 | ３０９，０００円　 |
|  副議長 | ２５４，０００円　 |
|  議員 | ２３４，０００円　 |

別表第２（第４条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 鉄道賃及び船賃 | 航空賃 | 車賃（１キロメートルにつき） | 宿泊料（１夜につき） | 行動費（１日につき） |
| 県外 | 県内 |
| 実費グリーン料金 | １等の運賃相当額 | 実費 | 30円 | 12,000円 | 10,000円 | 2,000円 |

備考

　行動費は、九州以外（ただし、沖縄県を除く。）に航空機を利用する出張をする際に支給する。

　　附則

この条例は、平成３０年７月１日から施行する。